





### ■ 協議会体制

#### 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会規約

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- 2 会長は、会員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会委の同意を得て選任する。

#### 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会内規・持ち回り表

1 会長・副会長について

(1)会長・副会長に関する基本事項

ア)任期 原則2年間とする

イ)会長 設計関係団体及び施工関係団体交互に選任する

ウ)副会長 副会長のうち1団体は次期会長を選任し、

もう1団体は市町村を充てる

年 度	会 長	副会長	₹
R4~5	長野県建築住宅課	建築士会	建設業協会
R6~7	建築士会【設】	建設業協会	長野市
R8~9	建設業協会【施】	建築士事務所協会	松本市
R10~11	建築士事務所協会【設】	建設労働組合連合会	上田市

■ 会長

(公社) 長野県建築士会

西村 文彦

#### 経過

- ・令和6年6月4日付け6建住第1049号にて照会
- ・令和6年6月21日 会長の選任案について全会一致で承認
- 副会長 選任案

(一社) 長野県建設業協会

長坂 亘治

長野市建設部住宅課

三浦。敦

■ 事務局

長野県建設部建築住宅課

■ 部会長

#### 信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会規約

(部会)

- 第8条 協議会は、第3条の事業を実施するにあたり、専門的かつ具体的に 協議・検討するために、部会を設置することができる。
- 2 部会長は、会員の中から会長が指名し、部会員は、部会長が指名する。

### 選任案

### 普及促進部会

(公社) 長野県建築士会 川島 宏一郎

### 県産木材活用推進部会

(一社) 長野県建築士事務所協会 田村 正治

### 指針住宅研究部会

(公社) 日本建築家協会関東甲信越支部長野地域会 下﨑 明久

### ■ スケジュール (予定)

時期	内容	
令和6年7月18日	信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会(第7回)	
令和6年8月以降	各部会	
令和6年10月~11月	信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会(第8回)	
令和6年12月以降	各部会	
令和7年2月~3月	信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会(第9回)	

- ・協議会の日程は、事務局で日程調整を行います。
- ・各部会は、各部会担当者(建築住宅課担当者)が日程調整を行います。